

北海道収入証紙
はり付け欄（消
印すること）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

砂利採取計画認可申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名

印

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ×印の欄は、記載しないこと。
3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

○ 採取計画

1 砂利採取（洗浄）場の区域

採取（洗浄）場の所在地 （海岸はその名称）	市		
	郡	町（村）	番地
			番地先
			海浜地
採取（洗浄）場の面積			m ²

2 採取（洗浄）する砂利の種類及び数量

（単位：m³）

	砂	玉	石	切込	砂利	小計	表土その他	合計
採取								
洗浄								

3 採取（洗浄）の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 砂利の採取（洗浄）の方法及び採取（洗浄）のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法

ア 手掘採取	イ 機械掘採取
--------	---------

(2) 洗浄の方法

ア 還流式		イ 非還流式			
取水	取水先	ア 地下水	イ 水道	ウ 河川	エ その他（ ）
有・無	取水量	最大 m ³ /日			
排水	排水先	ア 河川	イ その他（ ）		
有・無	排水量	最大 m ³ /日			

(3)採取（洗浄）のための設備等

工程	機械、設備等の名称			機械、設備等の名称		
	能	力	台数	能	力	台数
表土はぎ						
掘さく、 積込み等						
埋戻し						
洗浄、 選別等						

(4)掘さく又は切土の面積及び深さ

掘さく（切土）面積	m ²	最大掘さく深	m
-----------	----------------	--------	---

5 砂利の採取（洗浄）に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 掘さく工程における災害防止方法

除去した表土及び 廃土石の処理方法					
砂利のたい積に係る 崩落・流出防止方法					
掘さく時の土砂崩れ防止方法	安定勾配	1 :	ステップ	m	
	隣接地との保安距離			m	
	特に保安距離を要する場合		保安物件		
			保安距離	m	
その他の方法					

(2) 洗浄又は場外排水を行う場合における災害防止方法及び施設

汚濁水の処理施設		ア 沈殿池（貯水池） イ 汚濁水処理装置 ウ 併設					
沈降剤等の使用		ア 使用しない イ 使用する（名称 投入量 kg/日）					
掘さくに伴う ゆう水の処理方法							
沈 殿 池 ・ 貯 水 池	番号	縦 (m)	横 (m)	深さ (m)	容 量 (m^3)	掘込・築堤 の 別	築堤の場合は法面崩壊の 防止策を具体的に記載のこと
沈殿池等の 立入防止措置							
汚 濁 水 処 理 装 置	名 称 ・ 型 式			処 理 能 力 (m^3 /時)		台 数	備 考
へ ど 口 処 理	へ ど 口 の 乾 燥 の 方 法				たい積へど口の 流出防止対策等		乾燥後の処理方法

(3) 災害防止措置

条例第3条第1号 に規定する施設		ア 有 (名称: _____)	
		イ 無	
災 害 防 止 措 置	採取場内への	種 別	
	関係者以外の	構 造 等	高さ (_____ m) 材質 (_____)
	立入防止措置	危険表示札設置	有 (設置場所: _____) ・ 無
	騒音防止措置	騒音発生施設の使用時間	
		その他の騒音防止措置	
	粉じん、飛砂 の防止措置	採取場内の散水	
		飛散防止措置	
	運搬車両の通 行による騒音 振動及び粉じ ん防止措置	採取場から国道及び道道に至る私人が管理する道路	
運搬車両に対する		防 止 措 置	
条例第3条第2号 に規定する井戸		ア 有 (飲用水利用 _____ 箇所 ・ 農業用水等利用 _____ 箇所)	
		イ 無	
災害防止措置			
条例第3条第3号 の災害防止措置			

(4) 採取跡地の埋戻し計画

① 埋戻しの方法

埋戻しを行う場所	ア 掘さく跡地 イ 沈殿池及び貯水池の跡地		
埋戻し面積	m ²	埋戻し高	m
埋戻しに使用する土砂の種類			
埋戻しの方法			
埋戻しに必要な土砂量	搬入する土砂量①	流用する表土量②	合計(①+②)
	m ³	m ³	m ³

②埋戻しに係る保証措置

埋戻しに係る保証措置の方法	1 条例施行規則第5条第1項第1号に規定する北海道砂利工業組合による保証
	2 条例施行規則第5条第1項第2号に規定する金融機関による保証 (金融機関名:) (保証の内容:)
	3 条例施行規則第5条第1項第3号に規定する保証 保証内容:

6 水切りの方法及び設備その他の施設

水切り方法等	採取(洗浄)砂利の水切りの方法	水切りに係る設備	その他の施設

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。